

特定非営利活動法人 クリオネ 定款

第1章 総則

第1条 (目的)

この法人は、障がい者が自立した社会生活及び日常生活を営めるよう、日中活動や生活の場の提供を中心に障がい者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第2条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人クリオネと称する。

第3条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、第1条の目的を達成する為、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の別表に掲げる次の活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

第4条 (事業)

この法人は、法の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
 - ② 地域住民と障がい者の交流
 - ③ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
 - ①物品の販売
 - ②役務の提供
 - ③会員相互の交流に係る事業

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、収益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

第5条 (事務所)

この法人は、事務所を札幌市に置く。

第2章 会員

第6条 (会員の種類)

この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人および任意の団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して加入した事業に協力する個人、法人および任意の団体

第7条 (加入)

この法人に、加入しようとする者は、定められた方法により加入申込みしなければならない。

- 2 加入の承認は、理事会が行う。

3 前項各項に関し必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第8条(会費)

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

2 会費の種類、金額、納入方法等は、理事会の議決を経て別に定める。

第9条(会員の資格喪失)

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

第10条(退会)

この法人を、退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

第11条(除名)

会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の2分の1以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第12条(会費等の不返還)

会員が既に納入した会費、その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員等

第13条(役員)

この法人には次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事のうち、副理事長2名以内をおくことができる。

第14条(役員を選任)

役員は、総会において選出する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

第15条(役員職務)

理事長は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

2 副理事長は、理事長を補佐し、日常の業務を執行し、理事長に事故あるとき、または

欠けたときは、席次の順に従いその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次にかかげる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること

第16条 (役員任期)

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条 (役員解任)

役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合はその役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障の為職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第18条 (役員報酬)

役員報酬に関して必要な事項は総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第19条 (事務局)

この法人に事務局を設ける。

2 事務局に職員を置くことが出来る。職員は理事会で決定し理事長が任命する。

3 事務局の運営及び職員に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

第20条 (種別)

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

第21条(構成)

総会は、正会員をもって構成する。

第22条(権能)

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入を持って償還する短期借り入れ金を除く。)その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

第23条(開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を記載した書面又は電子メールをもって請求があるとき。
- (3) 第15条第4項第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

3 総会の議長は、出席正会員の中から選出する。

第24条(招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

第25条(定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第26条(議決)

総会の議決事項は、第24条の3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第27条(表決権等)

各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第28条 (議事録)

総会を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の総数
- (3) 会議に出席した構成員の数 (書面による表決者及び表決の委任者を含む。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第5章 理事会

第29条 (構成)

理事会は、理事をもって構成する。

第30条 (権能)

理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第31条 (開催)

理事会は、次の各号に一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めた時
- (2) 理事総数の5分の1以上の者から会議の目的たる事項を示した書面又は電子メールをもって請求があるとき
- (3) 第15条第4項第5号に定めるところにより監事から請求があるとき

第32条 (招集)

理事会は、理事長が招集する

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第33条 (議長)

理事会の議長は、理事の中より選出する。

第34条(議 決)

理事会における議決事項は、第32条の3号の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第35条(表決権等)

各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第36条(議事録)

理事会の議事については、次の各事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の総数、出席者数、および出席者氏名(書面又は電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

第37条(資産の構成及び管理)

この法人の資産は、会費、寄附金品、財産から生ずる収益、事業に伴う収益、その他の収益をもって構成し、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

第38条(事業報告、活動計算、事業計画、予算)

この法人の事業報告、活動計算、事業計画、予算は理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、活動予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

4 この法人の事業報告及び活動計算は、毎事業年度終了後、速やかに理事が作成し、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第39条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。

第40条（その他の事業の会計）

その他の事業の会計は、特定非営利活動に関わる事業に関する会計と区分処理を行う。

第7章 解散及び定款の変更

第41条（解散）

総会の議決によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡する。

第42条（定款の変更）

この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除き、所轄庁の認証を受けて効力を得る。

第8章 雑則

第43条（公告）

この法人の公告は、この法人の事務所での掲示により行う。

第44条（雑則）

この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とし、その任期は第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

理事長	高志 博明
副理事長	村上 梢
理事	佐藤 紀子
理事	越田 伸哉
理事	宮崎 有美
監事	平山 雅弘
監事	瀧谷 和隆

3 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。